

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成24年1月30日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 監査の要旨

松原市に建設される新設保育所の設置補助金のうち、大阪府が負担する金120,129,000円の支出を差し止めるよう求める。

監査の必要性および監査請求の理由

1 松原市における保育園新設の必要性

監査の対象となる公金支出の目的は、保育園の新設である。

ところで、現時点で松原市に公金を支出してまで保育園を新設する必要があるのでしょうか？

現状の松原市は待機児童の少ない地域であり(資料1)、就学前の子どもは減少傾向にある(資料2)。従って、現状は既存の民間保育所と公立保育所とで十分園児を受け入れられる状態にある。むしろ公立保育所には定員割れさえもみられるところがある。既存の松原市内・市外の社会福祉法人において、数年前から新保育所の建設申し入れをしてきたが、「松原市の財政状況と待機児童の少なさから新たな保育園は認可出来ない」との回答を得ていたのである。

また、平成17年3月作成の松原市次世代育成支援行動計画においても、「民間活力を導入する。すなわち『公立の民営化』』とはあるが、「新設する」とは記載されていない。にもかかわらず、今回待機児童もない松原市に多額の公金を支出してまで新設園を立てる必要性は全く存せず、この公金支出の決定には大きな疑問がある。

2 標記保育園新設の許可決定に対する疑惑とこれに対する公金支出の不審点

(1) この土地に新園を建てるべく、アルマ福祉会理事長は平成22年12月に府および市に事業計画を提出し、同23年1月には市の協議に入り、同23年4月に補助金の内示を受けている(資料3)。松原市の財政事情、待機児童の状況からいえばおよそ考えられない結論であり、しかも事業計画の提出からたった4ヶ月間の協議で内示決定という、一般的にはおよそ考えられない速さで決定に至っている。一体何があったのかと疑惑を抱かざるを得ない。

(2) 新園舎建設予定地(松原市)は、保育園設置を行う法人理事長の所有地であると市は説明したが、

実はこの土地は理事長が取締役を務める自動車整備業を行う会社の所有地であり、理事長個人の所有でもなければ社会福祉法人アルマ福祉会所有の土地でもなかった。

さらに、当該自動車整備会社は、平成23年2月15日に事業取消処分を国土交通省から受けている（資料4）。

この状況で当該自動車整備会社は、事業取消処分後の平成23年7月まで営業を続けていた。

問題は、この土地には当該自動車整備会社の債務を担保するための根抵当権が付いたままとなっており、平成23年8月末の段階でもアルマ福祉会の所有にはなっておらず、根抵当権も抹消されていなかった。

松原市・大阪府に提出されている協議書には登記簿謄本の乙区（抵当権の記載部分）が隠されたまま、原本ではなくコピーが添付されており、市・府の担当者は乙区をあえて見ないで協議を行っていたのである（資料5）。

- (3) 保育園の敷地については土地所有者との間で借地権、地上権などの登記をしないといけないが、その土地にすでに根抵当がついているのでは借地権・地上権は後順位となり、安定的な保育園の運営ができない可能性がある。従ってこのような土地には保育園を建てることは本来出来ない。また保育園用地として根抵当がついたままの土地を借りることや、買い取りをすることは、結局社会福祉法人が借金の肩代わりをすることになるので、やはり安定的な保育園経営はそれはできない筈である（大阪府法人指導課・管理グループ回答）。このような分かり切った障害があるにもかかわらず、市・府の担当者が登記簿の乙区をあえて見ないで協議を行ったのは一体どういうことであるのだろうか。
- (4) しかもこの土地は、近鉄路線、高速道路、幹線道路の脇にあり、およそ保育環境に適しているとは言いがたい場所であるうえ、既存の『ピヨピヨ保育園』とは500メートルと離れていないことから、保育園の適正配置という観点からも問題がある。
- (5) さらに、当該自動車整備会社は自動車整備工場であり、バッテリーを扱っていたため鉛による土壌汚染があるが、土地の汚染の検査、土の入れ替え等一切行われておらず、幼児を収容する施設としてはあまりにも不適切にして危険でさえある。
- (6) このような状況であるにもかかわらず、近隣にもなんの説明もされず、協議が進められ、入札が行われた。（平成23年8月1日）
- (7) ところがなんと、この入札の最低制限価格が168,680,001円であったのに対し、落札業者の入札額が同じく168,680,001円と、最低制限価格と全くの同額なのである。この入札は松原市職員立会の下で行われたものであった。これは最低制限価格の漏洩があったとしか思えないものであるにもかかわらず、市の職員はこれを問題にしようもしないのは、市の職員自身、この結論を知っていたと考えるほかない。（資料6）

(8) 平成 23 年 9 月に社会福祉法人の保育園建設資金の借入先である福祉医療機構に、このような状況で建設資金の借入が出来るものか聞いたところ、「根抵当がついた土地には貸付はできない、そのような土地ではそもそも認可を受けて保育所ができないのではないか、こんなことはこれまでに前例がない」との回答を得た。にもかかわらずアルマ福祉会は福祉医療機構からの借入を前提に入札をすすめたのである。

(9) 福祉医療機構で借入れをするには松原市と大阪府の意見書が必要であり、これらが揃って借入れが決まるまでに、市・府担当者、建設予定者らと協議が必要である。

にもかかわらず、このように根抵当がついた土地に建てられる保育所に対して、市・府の意見書がつけられて契約できたことが驚きであるうえに、契約締結ができるまで工事の着工ができない筈のところ、すでに契約締結前の 8 月にはアルマ福祉会は建設工事を着工しているのである。すなわち、何があろうとすでに結論が決まっているとしか思えないものであった。結局、平成 23 年 10 月にはこの土地を社会福祉法人が買い取ることになって根抵当権は抹消されることになり、根抵当権の問題も、土地所有者の問題も解消されたが、このように 2 転 3 転する協議内容にもかかわらず資金借入れの話が進んでいったのである。市・府の認可事業の進行状況としてはおよそ考えられない展開である。

(10) この問題で、松原市内の民間園が説明会を要請（資料 7）し、『子どもの未来を考える会』が新園建設中止を求める要望書を提出（資料 8）したが、このいずれについても市からはあいまいな説明に終止し、当初の結論への話が進んでいるのである。

平成 23 年 9 月の市議会において、上記根抵当権を消滅させ、土地の賃借をやめて法人の買い取りとすると市の福祉部長より説明があったが、これらの行為に要する金銭の支出は結局は公金を使つてのことである。

上記の(1)ないし(10)の事情を吟味してみると、必要のない保育所を一法人の利益の為に公金を使って建設しようとしていることが明らかであり、これは違法、不当な公金の支出にあたる。アルマ福祉会の理事長が役員をしている自動車整備工場が経営出来なくなって、これを公金を使って借金を返し、保育園を建てるべく、始めからこの結論ありきで手続が進められているとしか思えないものである。

よって、監査委員は、松井一郎大阪府知事に対し、アルマ福祉会に対する補助金 120, 129, 000 円の支出を差し止めるよう求める。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。』

第 2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

(1) 法第242条第6項の規定により、平成24年3月2日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 新設される保育所の近くにピヨピヨ保育園というのがありますが、社会福祉法人アルマ会（以下「アルマ会」という。）が新設する保育所とピヨピヨ保育園とでは、実際は500メートルも離れていない、200メートルから300メートルの間の距離であると聞いています。
- ・ ピヨピヨ保育園は、当時は松原市でもまだ保育所が少なく、保育所の待機児童も少なかったと思いますが、30年間共同保育所として頑張ってきたところです。それでようやく10年前に建物を建てて認可保育所としてスタートしたところで、その近くに新しい保育所が建てられるというのは、本当に遺憾なことです。
- ・ ピヨピヨ保育園が建設される際に、大阪府に書類を出したときに、一番近くにある第7保育所という公立保育所とは500メートル以上離れているのに近すぎると言われて、なかなか新設認可が下りなかった。そういう状況があるにもかかわらず、今度の新しい保育所は、なんの条件もなしに手続きがどんどん進んで行っている状況はおかしいと思います。
- ・ 松原市での保育所運動によって、第9保育所までできました。今は全体的に公立保育所の民営化というのが進んでいるようですが、松原市でもこうして住民運動でできた保育所がどんどん民営化されているという流れとなって悲しい思いをしています。そういった状況の中で、待機児童が少ない中で、新しい保育所が建てられるということは、公立保育所を民営化していくという方向性と、既設の民間保育所の経営も困難になってくるという状況が生まれていると思います。
- ・ この保育所を建設することが認められるというのは、本当にいいのかどうかということが疑問で今回の書類を提出しました。それと今回の資料を見ていただきたいという2点、請求書以外にお伝えすることは以上です。
- ・ 資料については、1枚目は、去年の12月1日から今年の1月10日までに受け付けた公立・私立の保育所の、下の数字が募集人員で、上の数字が応募者数です。2枚目は、2月23日までの状況を記載しています。公立でしたら33人募集しているところ14人、私立の方も202人で31人という状況になっています。だんだん松原市内の子どもの数が減っているということは、他のところも一緒かなと思っています。公立保育所の民営化も進んでおり、新聞等で3年したらどんどん統廃合していくということを読んでいます。公立保育所がこういう形でどんどん統廃合というか、

廃止されていくのではないかという思いがあります。子育ては公で守っていただくというのが、私たちの切なる願いですので、今ある現状の私立保育所の中で経営がうまくいくように配慮していただきたいし、新しい保育園は絶対に要らないと思います。

(2) 平成 24 年 3 月 2 日付けで請求人から証拠書類として、松原市の公立保育所及び民間保育所における、平成 24 年度 4 月入所に係る児童の募集者数及び申込者数に関する資料の提出があった。

3 監査対象事項

大阪府知事が松原市に対して行う大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（以下「基金事業補助金」という。）の交付は、違法又は不当なものか。

4 監査対象部局

大阪府福祉部

第 3 監査対象部局の陳述

1 監査対象部局である大阪府福祉部に対し、平成 24 年 3 月 2 日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

- ・ 本件監査請求につきましては、冒頭の部分を除きまして、松原市と大阪府と同様の請求書が提出されています。松原市と広域的自治体である大阪府では、権限仕組みが異なるものですので、管轄外の部分ですとか、大阪府が関知していない点が少なからずありますので、各論・質疑におきまして、いわゆる不知に当たるということも多くなりますが、その点につきましては、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ 保護者の就労等により子育てができない状況にある子どもにつきまして、児童福祉法で保育に欠ける児童と呼んでいます。児童福祉法第 24 条では、市町村は保護者から申し込みがあった時は、保育に欠ける児童を保育所において保育しなければならないとされています。保育所を確保し、保育を提供する実施主体というのは市町村でして、国及び都道府県は、市町村に対して財政的な支援を行っているところです。
- ・ 本件請求につきましては、国の緊急経済対策の一環として、平成 20 年度から交付された安心こども基金の財源を活用したものです。都道府県は、この安心こども基金を積み立てまして、基金を取り崩して、保育所整備などをするための補助金、あるいは、虐待対策など幅広く子育て支援を実施しています。
- ・ この保育所の緊急整備事業につきましては、先ほど申し上げましたように、市町村が実施主体で

して、市町村が社会福祉法人と協議し、整備内容を確認の上、市町村が都道府県に協議・申請するものです。それを受けて、都道府県は、市町村の申請内容につきまして、金額、対象経費その他の要件を審査し、補助金の内示、交付決定及び交付を行っています。

- ・ 本件補助金につきましては、松原市の協議、申請に基づきまして、内示、そして交付決定を適切に行っているというふうに考えています。
- ・ したがって、請求書の記述について、措置対象としてアルマ会に対する補助金と記載されていますが、大阪府においては、松原市に対する補助金ということをご理解ください。
- ・ 都道府県では、事業内容、立地場所、整備の手法、土地の取扱い、待機児童の状況、今後の市域における保育所の民営化等の状況を勘案して、総合的に市として判断されたことにつきまして、協議ということと審査をしています。
- ・ 保育所の新設の必要性については、市があくまでも実施主体ということで、保育所を整備する立場にあります。その手法として社会福祉法人が整備する、あるいは市が直営で作るかという形で、今回は社会福祉法人が整備するのを市として決定した上で、大阪府に申請したもので、松原市で調査して決定した上で申請しています。
- ・ 自治体それぞれの責任・権限がありますので、市町村の決定を尊重した上でやりますけれども、非常に物理的におかしいですとか、あるいは整備手法に疑義があるとかいう場合には、そこは協議の中で、場合によっては変更を求めるということもあります。
- ・ 土壌汚染という部分については、協議時点ですべての立地場所に行くわけでもありませんし、申請書にその土地の現況までは求めてはいないです。私どもとしては、購入するのか、借地で行くのか、借地で行く場合であれば、協議の段階では、契約書の案という形で添付していますが、その土地の現況までは確認しませんし、写真の添付も求めてはいません。
- ・ すべて他の案件も含めて、全市町村で何十件、何百件という申請がある訳ですが、その都度この土地の現況はどうかだとか、汚染されていないかというような確認はしていません。本件については、結果として、問題ありませんと市の方で確認したということは事実上聞いております。大阪府としても土壌汚染対策法に基づくいわゆる対象施設には該当しないということは確認しています。また、土壌汚染の調査義務につきましては、土地所有者が本来すべきものですので、大阪府が土壌汚染の調査をする立場にはございません。
- ・ 平成23年度の安心子ども基金による保育所への補助実績ですが、大阪府全体で定員増を伴うものは、平成22年度は44箇所、平成23年度が見込みも含めて68箇所です。緊急整備ということで、全市町村的にどんどん保育所を整備してもらっているところです。
- ・ 当初の事業計画書で借地であったのが、最終的には土地取得という形になった経緯については、聞いておりますし、変更協議も出てきています。事前協議の際に市町村に求めていますのは、借地

権設定登記をするという契約書案、それを最低限求めています。根抵当権については、後で確認して認識をしました。

- ・ 大阪府における待機児童については、調査を実施していきまして、市町村に照会をかけて、毎年4月1日現在と10月1日現在の待機児童、これは国の方も調査をかけていますが、それを公表しています。平成23年4月1日現在の松原市の待機児童は0、10月1日現在の待機児童は35名ということで公表しています。ちなみに平成22年度の松原市の待機児童数は、10月1日現在で58名、4月は0名です。
 - ・ 子ども・子育て新システムに向けて、国の方では、すべての子どもたちの保育を管理していこうという方向で整備をしています。併せて松原市を含めたいくつかの市町村では、公立保育所の民営化というのも進めておられますので、今の待機児童数だけをもって保育所整備をしていない市町村はありますし、大阪府としても受皿を非常に大きくしていくことについては、今回の緊急整備事業の趣旨も含めて促進しています。
- 2 大阪府福祉部の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。
- ・ 土壌汚染調査を行うのは、松原市の仕事ではなくて、大阪府の仕事だと思います。また、松原市が問題ないというのは何の根拠もありません。
 - ・ 現場について、大阪府の方は来られてないと言いますが、担当の方はグーグルで状況を見ましたと言っていたと思います。請求書に書いているように、道路や鉄道が近接しており、周辺環境は、子育てをする環境に適しているとは思いません。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 安心こども基金の保育所緊急整備事業について

ア 安心こども基金について

安心こども基金は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日付け20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号通知）により交付することとされた基金（以下「安心こども基金」という。）であり、大阪府においても当該基金を活用した様々な子育て支援施策が講じられており、待機児童ゼロを目指した保育所緊急整備事業もその一環である。

イ 大阪府における保育所緊急整備事業

大阪府においては、国の安心こども基金管理運営要領（以下「国要領」という。）を受けて、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱（以下「府補助金交付要綱」という。）を定め、国要領別添1の「保育所緊急整備事業」（以下「緊急整備事業」という。）による府内市町村の保

育所整備に関する補助事業を実施している。

緊急整備事業に係る府内市町村の保育所整備実績は次のとおりである。

平成 21 年度 11 市町村 42 施設

平成 22 年度 15 市町村 44 施設

平成 23 年度 18 市町村 68 施設（見込み）

（ただし、改修などで定員の増を伴わないものは除く。）

ウ こども・未来プラン後期計画について

大阪府において平成 22 年 3 月に策定されたこども・未来プラン後期計画では、大阪府の取組として、保育所入所待機児童がいない市町村数（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。）を平成 20 年度から平成 26 年度までにおいて、21 市町村から 39 市町村に増やすことが目標とされている。

(2) 大阪府における緊急整備事業に係る補助金の内示の手続について

大阪府における平成 23 年度の緊急整備事業に係る補助金についての事前協議は、「平成 23 年度保育所整備計画に係るヒヤリングについて（依頼）」（平成 22 年 12 月 17 日付け子育第 2278 号大阪府福祉部子ども室長通知）（以下「ヒヤリング通知」という。）により平成 23 年 1 月 11 日から同月 21 日までの間にヒヤリングが行われ、「平成 23 年度大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（保育所緊急等整備事業）の協議について」（平成 23 年 1 月 19 日付け子育第 2404 号大阪府福祉部子ども室長通知）（以下「事前協議通知」という。）により同年 2 月 14 日までに事業実施計画に係る協議書の提出を求めている。事前協議通知では、その別紙平成 23 年度大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（保育所緊急等整備事業）協議方針（以下「協議方針」という。）が示されており、安心こども基金の特別対策事業に係る市町村の実施計画に対し、同基金を有効、かつ、効率的に配分することを目的として、協議条件の一つとして「市町村において整備の必要性を十分に分析・協議していること」を掲げている。

また、ヒヤリング通知の別添平成 23 年度保育所整備計画に係るヒヤリング「実施要領」においては、「平成 20 年度以降の保育所整備については、大阪府（審査会）の審査対象外になっています（新設法人を除く）。各市において、整備の必要性や法人の資金計画等、必要な審査を行ってください。」と記載されている。

また、協議方針においては、「提出された協議書の審査に加え、予算額の範囲内で平成 23 年 4 月に決定（内示）する。」と記載されている。

(3) 保育所整備に関する補助要件について

ア 国要領における緊急整備事業に関する補助要件

国要領においては、平成 23 年度の安心こども基金による緊急整備事業に対する補助要件が設定されており、市町村の状況に応じた補助基準額等が適用される。

イ 松原市の状況

平成 23 年 2 月 14 日付けで松原市から提出された（仮称）松原アルマ保育園の整備に係る事前協議書によると、平成 22 年 10 月 1 日現在の待機児童数が 58 名、同日現在の就学前児童数が 6,345 人及び純増定員が 260 名という内容であり、国要領別添 1 の 3 (1) の補助基準額等が適用される。

ウ 松原市の保育所の定員及び入所児童数等の状況

松原市の認可保育所定員数及び入所児童数については、各年度 4 月 1 日現在において、次のとおり推移している。

平成 21 年度 定員数 1,770 名 入所児童数 1,839 名

平成 22 年度 定員数 1,790 名 入所児童数 1,808 名

平成 23 年度 定員数 1,790 名 入所児童数 1,833 名

(4) 松原市におけるアルマ会による保育所整備について

ア 松原市における平成 23 年度緊急整備事業に係るヒヤリング等

松原市に対しては、平成 23 年度におけるアルマ会による保育所の新設について、平成 23 年 1 月 27 日にヒヤリングを行い、同年 2 月 14 日付けで事前協議書の提出があり、同年 4 月 7 日に補助金の内示を行っている。

なお、平成 23 年度の緊急整備事業に係る補助金の事前協議は、政令市及び中核市を除く 14 市町村から 31 施設行われており、全てについて協議どおりの内示が行われている。

イ 補助金の交付決定

平成 23 年 12 月 16 日付けで松原市長から（仮称）松原アルマ保育園ほか 1 施設の整備に係る補助金の交付申請があり、平成 24 年 2 月 10 日付けで補助金 149,993 千円の交付決定が行われている。

(5) （仮称）松原アルマ保育園に係る事前協議について

ア （仮称）松原アルマ保育園に係る当初の事前協議

アルマ会と松原市との協議を経て、平成 23 年 2 月 14 日付けで松原市から大阪府に提出された当初の事業計画書においては、保育所の立地場所となる土地は、自動車整備工場跡地でアルマ会の所有地ではなかったことから、地上権を設定して保育所整備を行うこととして、地上権設定契約書（案）や地上権設定登記誓約書（案）が添付されていた。

イ (仮称) 松原アルマ保育園の敷地の権利関係

松原市では、地上権を設定して保育所の建設を行うとのアルマ会の説明を妥当として大阪府に協議書を提出したところであるが、添付された土地の登記簿の写しには乙区の欄が欠落していた。

ところが、(仮称) 松原アルマ保育園の敷地については、土地の所有者である自動車整備工場の経営企業が根抵当権を設定していることが大阪府の内示後に判明し、根抵当権の存在が保育所整備の支障になったことから、アルマ会は当該土地を独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）からの借入金により取得することとして当初の事前協議における計画を変更し、平成 23 年 11 月 4 日付けで松原市長から保育所緊急等整備事業協議書の一部変更届が提出されている。

2 判断

請求人は、本件保育所の新設について、松原市は、従来は保育所の新設は認めてこなかったにもかかわらず、本件保育所の新設は認めていること、当該保育所の建設予定地に根抵当権が設定されていたにもかかわらず、事前協議の段階では、その事実が伏せられていたこと、建設予定地は道路等に囲まれており保育環境に適しているとは言い難いこと、当該建設予定地はもともと自動車整備工場があった場所なので土壤汚染の可能性があり危険であることなどの理由から、一法人の利益のために行われるものと考えられるため、本件保育所の新設に係る松原市に対する補助金の交付を差し止めるよう求めている。

(1) 保育所の必要性について

本件補助金は、安心子ども基金に基づく特別対策事業のうち緊急整備事業に該当するが、国要領によると、この事業は、市町村が実施主体となって、保育所の整備を進めていくもので、その際に、市町村負担を軽減し、保育所の設置促進を図るため、追加的財政措置を講じることとされている。

つまり、事業の実施主体である市町村が、待機児童の状況や保育ニーズなどを総合的に判断し、保育所の新設等の必要性を判断した上で、保育所の整備を実施し、大阪府は、追加的財政措置である補助金の交付を行うものである。

補助金の交付に当たっては、大阪府は、国要領に定める補助金の交付申請の内容が補助対象経費の範囲内となっているかといった補助金交付に際しての必要事項を審査し、それらを満たしていれば、補助金を交付するものである。

請求人は、松原市は、従来は保育所の新設は認めてこなかったにもかかわらず、本件保育所の新設を認めていることに疑問を示しているが、大阪府としては、緊急整備事業の主体は松原市である

ため、国要領に定める補助要件や大阪府の協議方針に合致しており、著しく不合理なものでなければ、予算の許す限りは、ヒアリング時点での松原市の保育所整備の必要性の判断を最大限尊重するものと解される。

(2) 保育所整備の事前協議、内示及び補助金の交付決定に至る手続について

大阪府における保育所整備の事前協議、内示及び補助金の交付決定に至る手続であるが、平成23年度の松原市の緊急整備事業に係る補助金についての事前協議は、

- ・ 平成23年1月27日にヒヤリング通知によるヒヤリング
- ・ 平成23年2月14日付けで事前協議通知による協議方針に沿った協議書の提出

により、国要領、府補助金交付要綱及び協議方針を踏まえた審査を行い、同年4月7日に補助金の内示を行っている。

その後、(仮称)松原アルマ保育園の敷地に、根抵当権が設定されていることが判明し、アルマ会と福祉医療機構等との協議の結果、アルマ会が当該土地を取得することとなったため、大阪府知事に対し、平成23年11月4日付けで松原市長から保育所緊急等整備事業協議書の一部変更届が提出されている。

そして、平成23年12月16日付けで松原市長から(仮称)松原アルマ保育園ほか1施設の整備に係る補助金の交付申請があり、平成24年2月10日付けで補助金149,993千円の交付決定が行われている。

以上の事務手続については、適正に行われており、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 根抵当権について

保育所の設置に当たっては、保育所の経営が安定的、継続的に行われるため、必要な土地について、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則である。

しかし、待機児童の解消等の課題解決のため、保育所の緊急整備が求められていることから、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)により一定の場合に要件緩和がされており、既設社会福祉法人であれば、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すれば要件を満たすとされているところである。しかしながら、保育所建設地に根抵当権が設定されている場合の取扱いについては、明確な定めはない。

アルマ会の保育所整備については、当初借地で保育所の整備を行う計画で協議を受けていることから、保育所の経営が安定的、継続的に行われることが求められるという点に照らして、松原市に

において土地の所有状況や権利関係を確認することが必要であり、不動産登記簿謄本の乙区欄も確認することが適当であると考え。根抵当権が存在していれば、保育所の整備計画においてアルマ会の資金計画等に大きく影響していたことは明らかである。また、大阪府としても補助金を交付する立場である以上、松原市に対して土地の権利関係について確認を行うべきであったと考える。

ただし、補助金の内示後、松原市から根抵当権の存在について報告があり、アルマ会が土地の取得資金と建設資金を合わせて福祉医療機構から借入れすることで、当該土地を購入する内容に事業計画を変更し、根抵当権をすべて抹消していることから、結果として課題は解消されている。

(4) 土壌汚染について

請求人は、保育所の建設予定地はもともと自動車整備工場があった場所なので土壌汚染の可能性があり危険であると主張している。

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設等については、その土地所有者等がその使用廃止時に土壌汚染状況調査を実施する必要があるが、大阪府は、当該自動車整備工場が有害物質使用特定施設等ではないことを確認している。

また、本件保育所の建設は、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定の要件のもとで土壌汚染状況調査が必要となる3千平方メートル以上の土地の形質の変更にも当たらない。

大阪府は、本件補助金の交付決定を行うに際し、法令で義務付けられた範囲を超えてまで土壌汚染状況調査することは要請されておらず、土壌汚染調査を行わなかったとしても、本件補助金の交付が違法又は不当なものとは認められない。

(5) その他

請求人は、アルマ会が実施した入札や保育所の立地環境、既存保育所との位置関係などについても疑問を示しているが、それらについては、保育所整備を実施する松原市が判断する事項であり、大阪府が補助金の交付要件として審査する事項には当たらない。

3 結論

以上のとおり、本件補助金の交付が違法又は不当なものであるとの請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。